

「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」推進状況

令和 6 年度（2024 年度）【概要版】

■北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（令和 6 年度～10 年度）

<計画の趣旨>

道立女性相談支援センターを中心に、民間団体や市町村をはじめとした関係機関との連携により、困難な問題を抱える女性等の早期発見や居場所の提供、相談支援、一時保護、自立支援など、本人の意思を尊重しながら、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）（以下、「困難女性支援法」という。）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）（以下、「配偶者暴力防止法」）に基づく北海道基本計画として一体的に策定

■困難女性支援法

【目的】（第 1 条）

この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

【基本方針】（第 7 条）

厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針を定めなければならない。

【都道府県基本計画】（第 8 条）

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す。

■配偶者暴力防止法

【前文】（抄）

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者に保護を図るため、この法律を制定する。

【基本方針】（第 2 条の 2）

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者に保護のための施策に関する基本的な方針を定めなければならない。

【都道府県基本計画】（第 2 条の 3）

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者に保護のための施策の実施に関する基本的な

配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援を推進し、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す。

■主な取組実績と今後の取組について

令和6年度の主な取組実績	今後に向けて
<p>1 相談・支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道立女性相談支援センターにおける相談支援 4,230件 ◆道立女性相談支援センターにおいて、メール相談を開設（R6.7～） 相談件数 R6.7～R7.3 受理件数：70件 ◆配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談支援（※センター設置市受理分を含む） 2,864件 	<p>◇DV被害者や困難な問題を抱える女性が相談につながり、適切な支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図るとともに、一人一人に寄り添った相談支援に努める。</p>
<p>2 一時保護及び自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道立女性相談支援センターにおける一時保護 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">女性相談支援センター</div> 本人 65人 同伴児（者） 35人 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一時保護委託先</div> 本人 112人 同伴児（者） 122人 ◆道立女性相談支援センター（女性自立支援施設）における自立支援：1人（入所） 	<p>◇道立女性相談支援センターを中心に、民間団体等との連携により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の迅速かつ広域的な一時保護体制を継続するとともに、地域の支援機関等との連携により、個々の状況に応じた自立のための支援を行う。</p>
<p>3 北海道困難女性等支援調整会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆代表者会議（全道的な情報共有・連携）：1回 ◆実務者会議（各地域での情報共有・連携）：5回 ◆個別ケース検討会議：1回 	<p>◇関係機関とのケース検討や支援策等に係る情報共有を行い、支援対象者個々の状況に応じた適切な支援につながるよう、全道的な支援体制の確立・連携強化を図る。</p>
<p>4 啓発・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援に関わる職務関係者向け研修の開催 受講者数 95名 ◆配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修の開催 4 振興局管内 受講者数 156名 ◆配偶者等からの暴力の防止及び困難な問題を抱える女性への支援に関する全道セミナーの開催 参加者数 184名 	<p>◇引き続き女性相談職務関係者向け研修を開催するとともに、国が作成した研修プログラムを活用し、職務関係者のスキルアップを図る。</p>